

10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 企業主導型保育施設を利用している子どもは、下記の支給要件を満たす保育の必要性のある子どもの場合に無償化の対象となります。

<支給要件>

- (1) 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども
- (2) 0歳児クラスから2歳児クラスで住民税非課税世帯※の子ども

※住民税非課税世帯であることを証明するため、所得課税証明書等非課税であることがわかる書類を取得し、在園の企業主導型保育施設に提出してください。非課税であることがわかる書類の交付については、お住いの市町村税務担当部署へお問い合わせください。

(注1) お住いの市町村へ無償化の申請をする必要はありません。

(注2) 従業員枠、地域枠のいずれの場合も、支給要件は同じです。

(注3) 地域枠で利用している児童で、お住いの市町村から教育・保育給付の「支給認定証」を受けていない場合は、事前にお住いの市町村に申請が必要となります。

- 無償化となるのは、利用料（保育料）のみとなります。給食費や行事費などは、これまでどおり施設に直接お支払いとなります。
- 企業主導型保育施設を利用している場合、他の施設や一時預かり等のその他の保育サービスを利用しても、その部分は無償化の対象とはなりません。

【問い合わせ先】

安中市保健福祉部 子ども課

TEL：027-382-1111 受付時間：土日祝日を除く 8:30~17:15